

基本契約書

委託者恵庭市(以下「甲」という。)と受託者社会福祉法人恵庭光風会(以下「乙」という。)とは下記の業務について、次の通り基本契約を締結する。

なお、本契約は委託年度の始期の属する年度に係る予算が議決した時に成立するものとする。

記

1. 委託業務の名称 恵庭市障がい者相談支援事業

2. 委託期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

3. 委託料及び支払方法 別途締結する個別契約による。

4. 協議 この契約に関し、疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

委託者(甲) 恵庭市京町1番地
恵庭市

恵庭市長 原 田 裕

受託者(乙) 恵庭市牧場219番地の4
社会福祉法人 恵庭光風会

理事長 村 本 満 男

(

(

恵庭市障がい者相談支援事業委託業務契約書

(個別契約書)

委託者恵庭市(以下「甲」という。)と受託者社会福祉法人恵庭光風会(以下「乙」という。)とは、甲乙間で令和3年4月1日付けで基本契約した委託業務「恵庭市障がい者相談支援事業」の令和4年度分については、次の通り契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、恵庭市障がい者相談支援事業業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙恵庭市障がい者相談支援事業委託業務仕様書により委託業務を処理しなければならない。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として、金31,594,000円(消費税に相当する金額を含む)を乙に支払うものとする。ただし、この額は概算額とし、第13条の規定による精算の結果確定した額をもって委託料の額とする。

- 2 前項に規定する委託料は、6月期に10,532,000円を、11月に10,531,000円を、1月に10,531,000円を概算払いの方法により支払うものとする。
- 3 乙は、委託料の概算払を請求しようとするときは、前項の規定による請求書を甲に提出するものとし、甲は、適法な請求書の提出を受けた日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。
- 4 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 5 乙は第2項の規定に基づき既に支払いを受けた委託料について、第1項ただし書及び第13条の規定により確定した委託料の額を超える部分があるときは、甲の指示するところにより速やかに甲に返還するものとする。
- 6 甲は、第2項の規定に基づき既に支払った委託料について、第1項ただし書及び第13条の規定により確定した委託料の額に満たない部分があるときは、乙からの適法な請求書の提出を受けた日から30日以内に乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第7条 乙は、委託業務の全てを第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、委託業務の一部を第三者に委託することができる。

(業務処理責任者)

第8条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、甲に通知するものとする。

2 乙は、業務処理責任者を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならぬ。

(業務処理責任者の変更請求等)

第9条 甲は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から 10 日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又は全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(著作権等の取扱い)

第11条 乙は、委託期間の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

2 乙は、委託業務の処理に伴い生じた物件があるときは、当該委託業務の完了後、直ちに甲に移転しなければならない。

(調査及び報告等)

第12条 甲は、委託業務の処理状況について、隨時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 乙は、委託業務の処理に関し事故が生じた場合は、応急措置を講じるとともに、直ちに甲に報告しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書を作成して甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された実績報告書を審査の上、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3) 第3項に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

(不正行為に伴う契約の解除)

第 15 条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかつた場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(3) 前各号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、第14条第1項の規定により契約が解除されたときは、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 第14条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為に伴う損害賠償)

第17条 乙は、この契約に関して、第15条各号の一に該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号、第3号及び第4号に掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示 第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の100分の10に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、委託業務が完了した後においても適用があるものとする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務の処理をするにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるとする。この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

甲 恵庭市京町1番地

恵庭市

恵庭市長 原田 裕

印

乙 恵庭市牧場219番地の4

社会福祉法人 恵庭光風会

理事長 西 一 浩

印

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う場合の基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たっての個人情報を取り扱う場合には、個人の権利利益を侵害してはならない。

(秘密保持の義務)

第2 乙は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、この契約が満了し、若しくは契約を解除され、又は恵庭市障がい者総合相談支援センターの職員でなくなったときも同様とする。

(滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するに当たって甲から引き渡された個人情報を滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(利用目的以外の利用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、この契約による業務を処理するに当たっての個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5 乙は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たって甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(提供資料の返還又は廃棄義務)

第7 乙は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、甲の指示により、速やかに個人情報が記録された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(事故が発生した場合の報告義務)

第8 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなくてはならない。

(違反に対する契約の解除及び損害賠償義務)

第9 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たって、個人情報特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

恵庭市障がい者相談支援事業仕様書

恵庭市保健福祉部障がい福祉課

目 次

1.委託業務名	2
2.委託期間	2
3.目的	2
4.相談支援センターの設置等	2
5.開設日・開設時間等	2
6.相談支援センターで実施する事業及び業務内容	2
7.職員体制	4
8.運営及び事業実施等に関する事項	5

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年11月7日法律第123号)については、以下法と表記
し、平成24年4月1日施行のものとする。

恵庭市障がい者相談支援事業仕様書

1 委託業務名

恵庭市障がい者相談支援事業

2 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。

3 目的

本仕様書は、障がい者にとって地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたり、相談しやすい窓口体制の構築、障がい者の就労機会の拡大のための就労支援、及び、障がい者の虐待の防止等の援助を行い、障がい者が地域で自立した生活が送れるように支援するために設置する恵庭市障がい者総合相談支援センター（以後「相談支援センター」という）の運営及び相談支援事業等を委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

4 相談支援センターの設置等

(1) 相談支援センターの名称

恵庭市障がい者総合相談支援センター

(2) 相談支援センターの場所

恵庭市内で、利用者が利用し易い場所に設置することが望ましい

5 開設日・開設時間等

(1) 開設日は、原則として、恵庭市の休日を定める条例（平成3年条例第10号）に規定する休日を除き開設するものとする。

(2) 開設時間は、午前8時45分から午後5時15分とする。

(3) 開設日及び開設時間の外においても、緊急時に連絡をとれるよう24時間365日の緊急連絡体制を整え、必要な措置を講じること。

6 相談支援センターで実施する事業及び業務内容

相談支援センターでは、法第77条第1項第3号等に規定する相談支援事業、就労相談・就労支援事業及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第32条に規定する障がい者虐待防止センター事業並びにその他の事業を行うものとする。また各事業の対象者は法第4条に規定する障害者及び障害児（以下「障がい者等」という。）及びこれに準ずる者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者等とし、詳細は次のとおりとする。

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、次に掲げる事業とする。

- ① 障がい者相談支援事業
- ② 相談支援機能強化事業
- ③ 住宅入居等支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするものとし、次に掲げる業務を行うものとする。

ア) 福祉サービスの情報提供、相談等の利用援助に関する業務

- i 障がい者等の障がい程度や生活状況に応じて利用できる福祉サービスの情報の提供及び、サービス利用の申請援助
- ii 指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者との連絡調整、同行支援及び、サービス等利用計画の策定に至るまでの援助

イ) 社会資源を活用するための各種支援施策に関する助言・指導等の支援に関する業務

- i 国、道又は民間の各種制度やサービス（年金、保険、医療、就労、教育、住宅等）について障がい者等及びその支援者に対する情報提供、利用に至るまでの援助

ウ) 社会生活力を高めるための支援に関する業務

- i 障がい等の理解、不安解消、健康、生活リズム、家事、金銭管理、身だしなみ、家族関係等の生活の基本に関する相談、支援
- ii 就学、就労、子育て、人間関係、趣味、余暇活動などの社会と関わることの相談、支援

エ) ピアカウンセリングに関する業務

- i 自らも障がい者である者による相談、助言、グループ交流などによる自立と社会参加の促進、活動の場の拡充

オ) 権利擁護のために必要な援助に関する次に掲げる業務

- i 障がい者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合の、迅速に保護するための措置
- ii 成年後見制度の利用が必要と認められる場合の、関係機関と連携し、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援の実施
- iii 精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退院請求等の権利行使の援助

カ) 専門機関の紹介に関する業務

② 相談支援機能強化事業

相談支援機能強化事業は、前項の障がい者相談支援事業を円滑に実施するため、一般的な相談支援事業に加え、地域の相談支援体制の強化に関する次に掲げる業務を行い、特に必要と認める能力を有する専門的職員を配置する。

ア) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

イ) 地域の相談支援事業者に対する研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等の人材育成の支援

ウ) 地域の相談機関との連携会議の開催等の連携強化の取組（自立支援協議会等）

エ) 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による公営住宅及び民間の賃貸住宅等の一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し次に掲げる業務を行い、必要な調整等を行うものとする。

- ア) 不動産業者に対する物件の斡旋依頼及び家主等との入居契約に係る手続の支援に関する業務
- イ) 利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援及び関係機関との連絡、調整等に関する業務

(2) 就労相談・就労支援事業

就労相談・就労支援事業は、職業生活における自立に向けた就業及び日常生活・社会生活上の支援に関する次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 障がい者及び家族等に対する、一般就労や福祉的就労等に関する相談支援、就労に関連する生活支援及び同行支援等に関する業務
- ② 企業や福祉事業者等に対する、障がい者雇用等についての相談支援に関する業務
- ③ 障がい者の職場探し、職場開拓などに関する業務
- ④ 障がい者の就労支援の関係機関等とのネットワークづくりに関する業務
- ⑤ 障がい者の就労支援の普及啓発に関する業務
- ⑥ 障がい者、家族、企業、福祉事業所等に対する研修や学習会等に関する業務
- ⑦ 障がい者の就労についての恵庭障がい福祉プランの進捗に関する業務

(3) 障がい者虐待防止センター事業

障がい者虐待防止センター事業は、障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び適切な養護者への支援等に関する次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 障がい者虐待についての通報又は届出の受理
- ② 虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言に関する業務
- ③ 障がい者虐待の防止についての広報・啓発に関する業務
- ④ 障がい者の虐待防止の関係機関等とのネットワークづくりに関する業務

(4) その他、恵庭市が必要と認める業務

7 職員体制

- (1) 職員は、センター長1名及び、少なくとも常勤換算で職員5名を配置することとし、以下のとおりとする。
 - ① センター長（業務処理責任者）1名
 - ② 障がい者相談支援事業担当 1名
 - ③ 相談支援機能強化事業及び住宅入居等支援事業担当 3名
 - ④ 就労相談・就労支援事業及び障がい者虐待防止センター事業担当 1名

職員体制	人数	専任・兼任の別
① センター長（業務処理責任者）	1名	他業務との兼任可
② 障がい者相談支援事業担当	1名	専任※
③ 相談支援機能強化事業及び住宅入居等支援事業担当	3名	専任
④ 就労相談・就労支援事業及び障がい者虐待防止センター事業担当	1名	専任※

※担当の業務に支障がない場合は、相談支援センターの他の業務に従事させることができる

- (2) 職員の資格として、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員、介護支援専門員のいずれかの資格を有し、かつ障がい者の相談・援助業務についての経験がある者とする。
- (3) 相談支援センターの開設時間内については、最低1名以上の職員を相談支援センター事務室内に残し、相談業務等に対応できる体制をとること。

8 運営及び事業実施等に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 相談支援センターの設置目的に基づき、中立・公正な事業運営を行うこと。
- ② 効率的な運営を行うこと。
- ③ 利用者ニーズの把握に努めること。
- ④ 関係法令等を遵守すること。

(2) 管理に関する事項

- ① 相談支援センターは、相談支援センター以外の事業と壁等で区画され、独立していること。
- ② 相談室は、壁等によりプライバシーの保護が保たれること。
- ③ 備品等は他の用途に使用しないこと。
- ④ 管理責任者を配置し、その者の氏名等を、配置後、速やかに、恵庭市に報告すること。これらの者を変更した場合も同様とする。
- ⑤ 安全管理に十分配慮し、災害時における利用者等の安全確保に努めるとともに、財産の保全を図ること。
- ⑥ 衛生管理に十分配慮し、定期的な清掃を実施するとともに、駐車場等相談支援センター周辺については、冬季間の除雪・排雪など、常に快適な利用ができるようにすること。
- ⑦ 災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な災害時対応計画を定めるとともに、緊急時の連絡体制を確保し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。また、事故発生時は、速やかに、恵庭市に報告すること。
- ⑧ 施設損がい賠償責任保険に加入すること。

(3) 経理等に関する事項

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、運営に要する経費は、人件費とその他の項目に分けて経理すること。

(4) 文書管理及び記録・帳簿等に関する事項

- ① 受託者は、相談支援センターの事業に係る下記にある諸記録等に関する帳票を整備しておくこと。
- ア) 運営に関する帳票（事業運営計画書、事業実績報告書、事業報告書等）
- イ) 利用者支援に関する帳票（利用者名簿、相談受付票、ケース記録、利用案内等）
- ウ) 会計経理に関する帳票（経理規定、決算報告、出納帳等）
- ② 文書の管理については、恵庭市の文書管理規定に準拠し、書類の保管を行なうこと。
- ③ 受託者は、委託期間が満了し又は契約を解除されたときは、速やかに、相談支援センターに関する事務を整理し、記録及び帳票等を恵庭市が指定する者に引き継ぐこと。

(5) 報告等に関する事項

① 事業運営計画書

受託者は、委託事業を適切に行うために、毎年度4月30日までに事業運営計画書を作成し恵庭市に提出しなければならない。

② 事業実績報告書・決算報告書

受託者は、個別契約に定める委託契約期間が終了後30日以内に、事業実績報告書及び決算報告書を作成し恵庭市に提出しなければならない。

③ 自己評価調書

受託者は、毎年度9月分までを翌月15日までに、2月分までを翌月15日までに、「自己評価調書」を作成し、恵庭市に提出しなければならない。

④ 障がい者総合相談支援センター事業報告書

受託者は、毎月15日までに、前月の業務内容等を記載した障がい者総合相談支援センター事業報告書を作成し、恵庭市に提出しなければならない。

ア) 総合相談支援センターの利用等に関する事項

イ) 総合相談支援センターの業務に関する事項

ウ) その他恵庭市が指示する事項

(6) その他事業実施上の留意事項

- ① 省エネ及び省資源化に努め、地球環境の保全の視点に立って運営すること。
- ② 職員が職務においてあった事故・災害について、受託者の責任において保険に加入し補償すること。
- ③ 委託業務における恵庭市と受託者における責任、経費、リスク等の分担については、別に定める「恵庭市総合相談支援センター運営に係る責任及びリスク分担表（別紙）」のとおりとする。
- ④ 恵庭市の担当課との間で連絡調整会議を開催し、作成した日報・月報、業務記録等に基づく運営状況報告や今月のスケジュール・運営上の留意点等について、市側と情報を共有化する。
- ⑤ 受託者は、当該業務を履行するにあたっては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第6条に規定する政府が定める基本方針及び同法第10条に規定する委託者が定める職員対応要領の趣旨にのっとり、障がい者に対する合理的配慮の提供に努めること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項及び仕様について生じた疑義については、恵庭市

及び受託者の双方で協議し、決定するものとする。

(

(